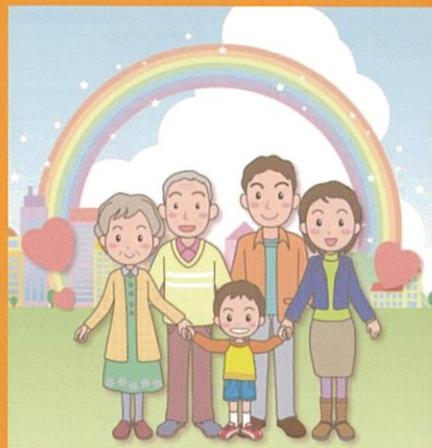


# 相続サポート 通信

2021.11 Vol.84



**権利より、親の望みが遺産分割の基準になった！**

**余命宣告から始まった話し合い**

現社長は三代目、創業者から長男へ、そしてその妹になる長女へとバトンタッチされてきました。

創業者は三年近く療養生活を送っていましたが、医師から余命数か月と言われ渡された段階で、兄と妹は迫りくる相続についての話し合いを始めました。

**始まった話し合いとは？**

実は、始まった話し合いは遺産分割のことではありません。

何のための相続なのか。創業者は何を望んでいたか。そんなことを話し合い初めたのでした。

そもそも兄と妹は、前社長・現社長の関係ですが、経営方針も異なり、家族の交流もあまりなく、妹は遺産分割で対立することをとても懸念していました。今後の会社経営のためにも、対立を避け、相続では調和をとることが重要な課題と考えていました。

**創業者は何を望んでいたか**

相続で何を実現することが創業者の思いにつながるかをファミリーミーティングで深掘しました。

創業者は、事業の発展を第一としていました。従業員を家族のように思っていました。

現金を多額に遺しましたが、現金は事業に活かすためのものと考え、家族にもその現金を自由にさせることがありませんでした。

このような創業者の想いを、二人で確認していきました。

**その結果実現したことは**

株：現社長（長女）の長男につなげるために、長女がすべてを取得することとしました。

現金：私的な財産ととらえるのではなく、事業のための資金として、現社長がほぼすべて相続することとなりました。

自宅：次世代のことを考え、長女がすべて取得することとなりました。

法律で定められた相続分では二分の一ずつの権利です。ところが実現した相続は九対一の割合でした。

しかも、亡くなってから八ヶ月という短い話し合いでした。

あれから二年、二人の間柄は以前より協力体制が作られています。



税理士  
角田祥子

## 林原グループの栄光と転落に思う

それはあまりに突然の倒産劇であった。

二〇一一年二月二日の出来事だった。その悲劇の主人公は「林原」。東の西武、

西の林原と言われたほど巨大な資産を保有し、トレハロースはじめ世界に誇る商品を開発した会社であった。今から一〇年も前のことであるが、この倒産劇から学ぶことを忘れてはいけないと思う。

倒産を招いた要因の第一は、経営トップの兄弟間のコミュニケーション不足と心的な確執であった。

最終的には、林原家の私財も投じて全ての企業債務の九〇％以上を返済したことは、企業倒産史においても前例のない異例の高水準であった。

あれだけの資産があったのであれば、再建の道筋は幾らでもあったと言われる。兄弟二人が倒産後、倒産劇について別々に本を出したのも異例のことであった。

従業員、家族、多くの関係者に及ぼした影響はあまりにも甚大であった。破綻を防ぐ機会がいくつもあつたできごとだと思ふ。



近隣トラブルや管理者責任による事例

近年、日本では空き家が社会問題化しています。全国八四八万戸の空き家があり、全体の空き家率は一三・六%となっています。その内六八%が木造戸建住宅です。(総務省統計局調べ)

【相続したまま放置している空き家を持っている方の事例】

《ケース1》

(相談内容)

「いずれ住もうと考えているがトラブル等がないか心配です。」

空き家の場合は、近隣トラブルにも注意が必要です。

①風景・景観の悪化

②防災機能の低下

③防犯機能の低下

④雑草の繁茂・樹枝の越境

地域や街の景観や防災・防犯上も悪影響となります。雑草や樹枝による近隣へのトラブルにも注意しなくてはなりません。

← 当社と管理業務委託契約を締結し、管理を委託していただきました。定期的に現地を確認し、物件の状況をご報告させていただきます。

《ケース2》

(相談内容)

「空き家にゴミが投棄されて困っています。」

火災や事件・事故が起こった場合は管理者責任を問われます。

- ①ゴミの不法投棄の誘発
- ②火災の発生を誘発
- ③衛生の悪化・悪臭の発生

火災保険でも空き家の場合は、保険適応にならないケースもありますので「ご注意下さい。」

← 「ゴミを廃棄し、敷地内に立ち入らないように柵を設置しました。以後は、当社との管理業務委託契約で、物件の状況をご報告することで解決しました。」

相続放棄しても

管理者責任はあります

民法九四〇条一項

「相続放棄をした者は、その放棄によって相続人となった者が相続財産の管理を始めることができるまで(中略)その財産の管理を継続しなければならぬ。」

実は相続放棄をしてもなお、次の引き取り手がきちんと見つかるまでは、相続人に空き家の管理責任は残りません。

空き家の相続では、検討すべき課題が多くあります。空き家の管理や売却、有効活用等、より良い不動産アドバイスをおこなさせていただきます。是非、「ご相談ください。」



相続対策専門士  
迫中 智信

日本相続サポートセンター

相続・成年後見・遺言・相続税・資産・事業承継・ご葬儀のことなど、司法書士・税理士・弁護士・ファイナンシャルプランナー・資産活用アドバイザーなど各分野の専門家がご相談に応じます。

こんなお悩みありませんか？

- ・相続税について専門家に相談したい・相続でもめるかもしれない
- ・お葬式の進め方・終活、何から始めれば良いの？
- ・頼れる人がいない場合の身元保証
- ・認知症になる前に、後見契約するには

志と想いを共有した専門家たち

私たちは、あなたの『想い』をカタチにしていくお手伝いをします。



税理士  
角田 祥子



弁護士  
南 亜矢子



司法書士  
勝 猛一



相続対策専門士  
迫中 智信



葬祭経営士  
松村 康隆



行政書士  
山下 博正



弁護士  
和氣 良浩

まずはお電話で想いをお聞かせ下さい

初回無料相談受付中！

0120-422-554

www.souzokusupport.net  
〒530-0003  
大阪市北区堂島1-5-17  
堂島グランドビル7階